

一水若手会規則

第1条(名称)

本会は、一水若手会(以下「若手会」という)と称する。

第2条(会員)

本会は、一水会会員のうち、法曹資格取得後10年以内の者をもって組織する。

第3条(目的・活動)

本会は、一水会の若手会員相互の親睦、研鑽をはかるとともに、若手会員の意見を反映させて、一水会及び弁護士会の発展に寄与するものとする。

第4条(役員)

本会には以下の役員を置く。

- (1) 筆頭世話役
- (2) 世話役

筆頭世話役は、若手会を代表する者とする。

第5条(役員を選任等)

筆頭世話役は、任期の最初の日の時点で法曹資格取得後9年以内で最も修習期の古い者の互選により選任され、世話役は筆頭世話役が選任する。

役員任期は、毎年4月1日に始まり、1年間とする。

第6条(若手会総会)

若手会総会は、必要の都度、筆頭世話役が招集する。

第7条(会計)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条(規則改正)

この規則は、若手会総会において、出席者の3分の2の賛成決議により改正することができる。

附則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。